

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例	H12.6	○設備等取得価額 2,700 万円超	過疎地域	○3年間 ○一定基準により課税免除	○3年間 ○一定基準により課税免除	○取得時 ○一定基準により課税免除
栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例	H28.3	○地方活力向上地域特定業務施設整備計画(移転型事業)の県による認定 ○特別償却設備の新設又は増設(3,800 万円以上(中小事業者等:1,900 万円以上))	地方活力向上地域	○3年間 ○一定基準により不均一課税	○3年間 ○一定基準により不均一課税 (県が課する固定資産税に限る)	○取得時 ○一定基準により不均一課税

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
栃木県企業立地・集積促進補助金	H18.4	H28.4.1 以降に土地や建物を取得した企業で次のいずれかに該当する場合 a 新たに土地を取得し、そこに工場等を取 得したもの b 現有敷地内に本 社・研究開発機能を 新たに持つ工場等を 取得したもの c 新たに土地を取得 し、そこに研究開発 又は本社機能を持つ 工場等を取 得したもの	製造業、植物工場、旧頭脳立地法に基づく 16 業種、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、小売業(流通施設のみ)、倉庫業、データセンター ただし、左記b・C の対象となるものは下線付きの業種のみ 新型コロナウイルス感染症の影響による製造業の生産体制強化に係る特例 ・県内移転も対象 ・雇用要件を撤廃	知事が定める産業団地、工業誘導地域(敷地面積 9,000 m ² 以上)、工場跡地(敷地面積 1,000 m ² 以上)、それ以外の地域で、敷地面積 10ha 以上(ただし、立地する業種が製造業の場合は 1,000 m ² 以上、立地する業種が道路貨物運送業、倉庫業、こん包業の場合は 1ha 以上) ただし、本社・研究開発機能の場合は全県対象	投下固定資産(地方税法第 73 条に定める不動産) ・土地 ・建物 ・生産設備	・土地:不動産取得課税標準額の3% ・建物:不動産取得課税標準額の4% ・生産設備:土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち、30 億円を超えた額に係る生産設備相当額の 5% ただし、食品関連企業及び新型コロナウイルス感染症の影響による生産体制強化を図る製造業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の 5%	30 億円 (栃木県企業立地・集積促進補助金、栃木県産業定着集積促進支援補助金の合計)
栃木県産業定着集積促進支援補助金	H20.4	栃木県内企業 対象業種:製造業、植物工場、製造業又は植物工場に係る研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業	次のすべてを満たす企業 ①県内での操業実績が5年以上 ②常用雇用者数が 100 人以上(中小企業者は 20 人以上) ③工場等の建物の取得経費が5億円以上(中小企業者は2億円以上) ※ただし、工場等の取得等経費が小規模(2,000 万円超)であっても生産設備に係る投下固定資産額の合計額が 30 億円を超える場合は補助対象とする。 新型コロナウイルス感染症の影響による製造業の生産体制強化に係る特例 ・上記②の要件を撤廃 ・上記③の要件を撤廃	県内全域 土地の取得は要件としない	投下固定資産(地方税法第 73 条に定める不動産) ・建物 ・生産設備	・建物:不動産取得課税標準額の4% ・生産設備:土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち、30 億円を超えた額に係る生産設備相当額の 5% ただし、食品関連企業及び新型コロナウイルス感染症の影響による生産体制強化を図る製造業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の 5%	30 億円 (栃木県企業立地・集積促進補助金、栃木県産業団地分譲促進支援補助金、栃木県産業定着集積促進支援補助金の合計)
栃木県本社機能等立地支援補助金	H28.4	地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者、県外の本社のある企業(直近決算期の売上高 100 億円超の企業に限る)	建物を賃借し、県内に本社機能等(本社、研究所等をいう)を新たに設置すること	県内全域	本社機能等設置に係る賃借料	賃借料の1/2以内	200 万円

栃木県オフィス移転推進補助金	R2.10	県外に本社を置く会社法第2条第1号に規定する会社又は有限会社法第1条に規定する有限会社であること	次のすべてを満たす企業 ①リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で設置するオフィスであること ②2020年10月9日から2021年3月1日までに県内にオフィスを設置するため、新たに建物の賃借を開始すること ③賃借する期間が原則として2年以上の契約であること	県内全域	オフィス設置に係る賃借料	賃借料の10/10	150万円
----------------	-------	--	---	------	--------------	-----------	-------

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
新規立地促進融資	H9.4	立地企業	製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する特定16業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、データセンター等	各種法令等に基づく工場適地等(面積・業種の制限有)に工場等を新設するもの	○土地の購入資金 ○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金	○利率 年2.4%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年1.9%以内 ・責任共有制度対象 年2.1%以内 ○期間 12年以内	10億円
新規立地促進融資(知事特認)			工場等を設置する場合において、特に県内産業の維持、発展、雇用の確保に資するものとして知事が認めるもの	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人又は国(政府関係機関を含む)等により整備された産業団地	○土地の購入資金 ○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金	○利率 年1.7%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年1.4%以内 ・責任共有制度対象 年1.6%以内 ○期間 15年以内	20億円
グローアップ融資	H13.4		製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する特定16業種、道路貨物運送業、倉庫業	県内全域	○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金(土地取得費を除く)	○利率 年2.1%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年1.7%以内 ・責任共有制度対象 年1.9%以内 ○期間 12年以内	5億円